

書評特集…井頭昌彦著『多元論的自然主義の可能性―哲学と科学の連続性をどうとらえるか』

プラグマティズム・体系内在主義・物理主義

――植原氏、佐藤氏、成瀬氏への回答――

井 頭 昌 彦

拙著『多元論的自然主義の可能性』（新曜社、二〇一〇。以下「本書」）に対して様々な角度から批判を展開する三つの論文は、いずれも、本書において提示された見解に対して重要な問題提起を行うものとなっており、実際に多くの示唆を得ることができた。以下では各論文に対して順に応答していくが、それは同時に、本書で十分に展開できなかった論点を敷衍し、不明瞭・不適切な仕方では提示されていた論点を修正する作業にもなっている。本書に対する十分な理解に基づいて有意義な批判を展開してくださった植原亮氏、佐藤駿氏、成瀬尚志氏に対して、また、このような得難い機会をオーガナイズしてくださった原塑氏に対して、御礼を申し上げたい。

以下、敬称は省略し、特に断らない限りページ数および節番号は全て本書のものとする。

一 「實在の記述」か「課題の遂行」か（植原への回答）

論文「多元論の導出と実質を検討する」において植原は、本書の議論に対する正確な分析を背景としつつ、自身の科学主義的立場との対立点を明確にするような重要な問題提起を行っている。植原は自身の批判を計十個の問い

として定式化しているが、これが極めて明確に要点をまとめたものであるため、以下では基本的にそれらの問いに答える形で応答を試みていきたい。

(一) 井頭の示す帰謬法的論証の前提として放棄されるべきは、不確定性テーゼの背景理論としてのデイヴィッドソン流の解釈理論の方ではないのか。

(二) 現に井頭は解釈理論の放棄可能性を示唆しているわけだが、実際のところそれはどのような事態として想定されうるのか。命題的態度を扱った代替的な経験理論として、たとえば機能主義という選択肢はないのか。

(三) 解釈理論が放棄されたら、命題的態度の非実在性とか物理主義の放棄といった論点はどうなると井頭自身は考えるのか。

植原が手際よく整理しているように、本書で提示された物理主義批判のための議論は、「物理主義」「翻訳の不確定性テーゼ」「意味や命題的態度の実在性」という三つの主張を同時に引き受けることはできない、という診断を出発点とするものであった(本書2・3・3も参照)。そして、この状況から脱却するために本書では「物理主義を放棄する」という選択肢が採用されたわけだが、他方で、「不確定性テーゼを否定する」「意味や命題的態度を消去する」という選択肢の可能性も認められていた。しかし、植原はこれら以外に「命題的態度についての理論としての解釈主義を撤回する」という選択肢の可能性もある、と主張する。すなわち、「命題的態度は、物理主義的に許容可能な事実性の範囲内において、内容に関する同一性を持たない」(一六三) という判断の前提となっている。解釈主義を撤回し、たとえば機能主義を採用することによって、物理主義と命題的態度の実在性を両立させうる、というのがその論旨である。

この植原の診断は妥当なものである、と筆者は考える。したがって、(二)に対する回答は「イエス」である。また、解釈主義が撤回された場合の帰結としては、本書第二章末尾で認められている《命題的態度を含む》素朴心理学全体の放棄」という事態以外にも、《命題的態度が機能主義等の代替理論によって説明される》という事態も考えうるだろう。それゆえ、(三)に対する回答も、「解釈主義が撤回されても即座に『命題的態度の非実在性』が帰結することはないし、代替理論が物理主義的に許容可能なものであれば『命題的態度の実在性と物理主義の両立』は原理的には可能である」という形で、基本的に植原の主張を認めるものになる。

他方で、(二)については一定の留保が必要である。植原は「そこ「『解釈主義』で規定される命題的態度の概念と、現にわれわれに宿っている命題的態度のありよう」とが合致している、ということには残念ながらない」(植原論文五三頁)と述べ、これを解釈主義批判の根拠としている。筆者は「現にわれわれに宿っている命題的態度のありよう」なるものを無批判に前提することには大きなためらいを覚えるが、それを別にしても、この対立において後者に軍配を上げるためには、機能主義がその「ありよう」に合致していることを示さねば擁護論として完結したことはないだろう。⁽¹⁾

また、機能主義によって確保された命題的態度の概念がある種の規範を保持しうるか、という点でも更なる検討が必要であると思われる。いま問題になっているのは《機能主義をとることで物理主義と命題的態度の実在性を両立させられるのではないか》という見解の是非であるが、そもそも命題的態度の実在性を確保すべき理由としては、《歴史学や倫理学といったディスコースの事実性を確保するため》という大枠のものに加えて、《規範的自然主義において必要となる目的概念を確保するため》という点も指摘されていた(2・3・3)。さて、前者についてはともかく、機能主義を採用することによる後者への対応可能性には疑問が残る。2・3・3での分析が示すよ

うに、規範的自然主義における鍵となる「目的」概念は「目的Pを持つならば方法Mをとるべきだ」という仮言命法における「べきだ」の規範性を生み出しうるものでなければならぬ。しかし、単なる因果的傾向性として再定義された目的概念はこのタスクをクリアできないように思われるのである。いずれにせよ、物理主義と規範的自然主義の間の緊張関係を解消するには、「『目的』概念を、その規範性を維持しながら、物理主義的に許容可能な事実性の範囲内で説明する」(一七二) ことが必要となる。そして、植原の言う機能主義路線でこのタスクが処理できることは示されていない(他方で、一七二頁の註69で述べられたように、解釈主義をとるならばこのタスクは処理可能である^②)。それゆえ、「解釈主義の撤回／代替理論としての機能主義の採用」という選択肢の可能性自体は認めるとしても、「解釈主義を撤回すべきだ」という結論については現段階では拒否したいと思う。

(四)『多元論』において想定されている指示の理論はどのようなものなのか。

(五)どのような条件のもとで、理論ないしディスコース間の競合という事態が起こりうると井頭は考えるか。

(六)どうすれば、あるディスコースが事実性の規準として承認されるのか。

(七)ディスコース間の闘争が、あるディスコースの勝利で終わったとき、それを説明するためには、結局のところ、世界の一通りのありようという、多元論には収容しきれない實在の觀念に訴えるほかないのではないだろうか。

(十)そもそも当の探求の目的はいかにして設定されるのだろうか

先に筆者は《命題的態度に関する理論として機能主義と解釈主義とが競合しうる》ということを確認したが、この「競合」という事態をどのように理解し、その「決着」をどのようなものと捉えるべきか、という点について本書

の見解の明確化を求めるのが右記の一連の問いである。

まず、(四)の問いは「ポイントを外して」いるかもしれない、とする植原の推測を追認しておくことから始めよう。本書では、ある理論の内に含まれる語が指示する(ように思われる)対象が存在するのは、その理論が妥当なものである場合である、とする見解が採用されている。このことは、2・1・2で提示された「真と見なされた文+存在論的コミットメントの規準||存在者のリスト」というメタ存在論的構図をみても明らかであろう。この意味において、指示の問題から出発して《理論から独立にある存在者のありようを適切に写し取れているかどうか》という観点から理論間の競合に裁定を下す、という考えは本書ではとられていない。一言で言えば、存在者を真理に先行させる構図はとられていないのである。⁽³⁾

したがって、本書における理論間の「競合」は、《理論から独立の指示対象についてより正しい説明を与える理論はどれか》という形ではなく、むしろ、《すでに出航しているノイラートの船の内部で与えられている我々の概念活動をどう改良し作りかえていくか》という改訂選択肢についての対立として理解されるべきである(し、体系内在主義を哲学的自然主義の内核に見て取るならば、自然主義理解としても筋の通った話であろう)。そして、このように理解された場合に鍵となるのは、植原の言う通り、「指示」ではなく「探求目的への有効性」である。以下では、「競合」と「決着」についてのこのような理解を前提としうえで、いくつかの補足説明を行う。

最初に、「デイスコース」と「理論」について若干の概念的混同があるので(この混同は本書の論述の曖昧さに起因するものであり植原に責任はない)、ここでは暫定的に、ある概念についての多様な理論的説明を含み込む比較的広いカテゴリを「デイスコース」と呼び、その中で競合している「理論」と区別することにしよう。たとえば、命題的態度等の心的概念を用いる「心的なデイスコース」があり、その内部で機能主義と解釈主義という二つの理

論が当該概念に対して異なった説明を与えるものとして競合している、という形で状況を記述するのである。

さて、この暫定的区別に従うならば、植原が「理論ないしディスコース間の競合」という表現によって実際に問題にしているのは「理論間の競合」であることになる。そのうえで提示されている問いに答えるならば以下のようになるだろう。まず、(五) について言えば、一般的には、《解決すべき問題を共有したうえで、理論内容が異なっている場合》というのが答えになるだろう。そして、命題的態度に関する理論としての機能主義と解釈主義の対立について言えば、たとえば、規範的自然主義を成立させるために必要な《目的概念の規範性》をうまく維持・説明できるか、といった点が一つの評価基準となりうる（物理主義をとる場合には《物理学への接地可能性》も評価基準となるだろう）⁽⁴⁾。(六) と (七) については、指示の問題に關してなされたのと同じ仕方で答えられることになる。すなわち、《理論から独立の指示対象についてより正しい説明を与える理論はどれか》という形ではなく、《すでに進行中の我々の概念活動をどう改良し作りかえていくか》という形で理論の「競合」を捉えるならば、(六) には「当該ディスコースがその時点での信念体系内に含まれていればよい」と答えられるし、(七) には「ディスコース内の理論間闘争の決着は課題達成能力の観点から説明可能であるため、現在の観念に訴えねばならないわけでは必ずしもない」と答えられるだろう。

そして、これらの回答を踏まえるなら、(十) に対する答えは「現在進行中の概念活動の中で我々が何を課題として設定するかによる（個々の探求に先立ってあらかじめ確定しているわけではない）」というものになるだろう。他方で、植原が言うように、我々が概念活動の中で行う課題設定については人間の「自然的な性向」によって何らかの制約が課せられているのかもしれないし、その意味では、生物学その他の知見によって我々の概念活動の「自由度」や「限界」が部分的に明らかにされる可能性を否定する必要はないだろう。それゆえ、念頭に置かれている

のが「我々の探求目的は生物学的に決定されている」といった極端な主張でない限りで、植原が示唆する課題が「非常に興味深く重要な」ものであることには積極的に同意したい。

(八) そもそも事実性の規準となりえないようなディスコースは、多元論の中にどのように位置づけられるのだろうか。

(九) 法学は、自然科学と同じ意味での「探求の目的」なるものをもっておらず、そのため事実性の規準と見なすのは難しいのではないか。

まず、多元論をとるためには(法的ディスコースを含む)全てのディスコースの事実性を認めねばならないわけでは必ずしもない、ということを確認しておこう。多元論は事実性に関する一元論的規準の拒否として特徴づけられる立場であり、何らかの特定のディスコースに事実性規準を一任することさえしなければ、つまり、それ自体として事実性規準を持つディスコースが複数存在するのであれば、この要件を満たすことができる。ここでの植原の疑問に即して言えば、たとえば心理学や倫理学のディスコースに(物理学への接地に訴えることなく)それ自体として事実性を認めるのであれば、その段階で多元論的立場であるための最低限の資格は満たされるのであって、そのうえで「いくつかのディスコースに事実性を認めない」という判断を付け加えることは多元論という構想そのものと矛盾はしないのである⁽⁵⁾。

このことから導かれるのは、多元論的自然主義という立場は複数の異なった形態をとりうる、ということである(本書が採用したカルナビアン・モデルはその一形態である。二七四頁参照)。便宜上、あらゆるディスコースをそれ自体で事実性の規準を持つものとして認める立場を「無制限型多元論」、複数のディスコースに事実性を認めて

一元論を拒否しつつも、いくつかのディスコースについては事実性の規準を持たないものとして排除する立場を「制限型多元論」と呼ぶことにしよう。本書での多元論の定式化は無制限型の形で与えられているが、それは、一元論との対立点を明確にするうえで都合がよいからであり、また、多様なディスコースの中で事実性を認められるものとそうでないものとを弁別する境界線の所在とその根拠について筆者が明確な見解を持っていないからである。しかし、物理主義に変わるオプションを模索する動機づけにもなっていた「意味や命題的態度に関する言明の事実性の擁護」という目的は、制限型多元論の立場からでも十分に達成可能だろう（なお、制限型の立場を主張する場合、どこに線を引くにせよ、「なぜそこに線を引くのか」という問いに答える義務を負う）。

こういった概念整理を踏まえたうえで植原の二つの問いに答えていこう。まず、(八)で植原が問題にしている「フィクション」の扱いについては、筆者の側で十分な考察ができていないため満足のいく回答はできないが、基本的にはそれらを「信念」体系のうちに含めない方向で考えたいと思う。たとえば、テレビドラマ等で「この番組はフィクションであり…」などと表示される場合には、そのことをもって、《そこで描かれる事態が実際に生じたとは制作者は信じていない》と考えることの十分な理由と見なすことができるだろう。同様に、フィクション小説の中の諸文についても「なんらかの主張・信念の表明」と見なす必要はないだろう。

他方で、「ホームズはタバコが好きだよね」といった第三者からの言明については、虚構作品の登場人物に対する言及を含むというだけの理由で「信念の表明でない」とすることは（少なくとも筆者にとっては）困難である。というのも、ある対象が世界のうちに存在するかしないかの判断が先行し、それによって「実在を記述する主張」と「そうでない主張」とが切り分けられることになる、という考えを本書では否定してきたからである。この点に關しては、暫定的にはあるが、「当該言明はたしかに何らかの信念の表明として理解されるべきだが、その信念

内容は文字通りのものではなく、『ドイルの著作の中でホームズは愛煙家として描かれている』というものである」とする形での対応に筆者は魅力を感じている。当該言明によって表明されている信念内容をこのような仕方で見えることは、その妥当性が疑問視されたときになされる検証作業が《素行調査》ではなく《ドイルの著作の確認》であることによって、ある程度正当化できるだろう。いずれにせよ、フィクションの扱いについては、別途より詳細な検討をしなければ、この極めて概略的な返答以上のものを提示することはできない。

次に、(九)の前段に対しては、「自然科学と探求目的を共有しないことがなぜ問題になるのか」と逆に問い返すことにしたい(後段については(六)への回答と同じものになる)。紙幅の制約によるものだろうが、ここでの植原の議論は、「自然科学と同じ意味での『探求の目的』なるものの規定が十分に明確化されていない」という点、および、事実性の規準と見なされるためにその特徴をどの程度共有していればよいのかが明確でないという点で、十分な説得性を有しているように思われる(たとえば社会科学のある分野での研究は、何らかの意味で、自然科学と同じ「目的」を有してはいないだろうが、このことから即座に当該研究が事実的なものでありえないという結論が出てくるのだろうか)。こういったことが(根拠を伴った形で)明確にされないのであれば、それは単に「自然科学でなければ事実性の規準になりえない」とする自然科学主義の《宣言》以上のものではない、と診断せざるをえないだろう。

先に「制限型多元論」の可能性を認めたことからわかるように、多元論者にとっても事実記述的なディスコースとそうでないものとを区分する境界線を引くことは原理的には可能である(そして「どこに線を引くか」という問題は「世界をどのように描くか」という問題と裏表の関係にある)。しかし、筆者自身としては、たとえば「後半二十一分のプレーはオフサイドだ」という主張を《事実についての主張》と認めることは——植原が問題にして

いる「一般的な言語的直観」の観点から見ても——それほど困難なことではないだろう、と考えているのである。⁽⁶⁾

最後に、「四 おわりに」で植原が述べる「どのようにディスコースは形成され、維持されるか。ディスコース間で競合があり衝突が生じている場合、それはいかにして収束しうるのか。探求の目的は何に由来し、どのように設定されるのか。このような問いに答えるには、アームチェアでの思索や合理的再構成だけではなく、実際に生じる心理学のプロセスや社会科学的要因などに目を向けなければならない」という見解に対して、全面的な同意を表明しておきたい。筆者は、我々の概念実践の仕組みを理解する作業、およびそれに対して介入し改変するための作業をそれぞれ「概念ダイナミクス」「概念エンジニアリング」と呼び、多元論的自然主義者が今後取り組むべき重要な哲学的課題と位置づけている（井頭、2012a、2012b）。そして、こういった取組みに際しては、たしかに、科学史や科学哲学の知見と並んで、社会科学の知見や概念図式に関する進化論的分析などから重要な手がかりが得られるだろう。そして、これは、必ずしも自然科学主義へのコミットメントを要求するものではないが、《諸科学との連続性の中に哲学的課題を位置づける》という自然主義の精神には十分かなうものである。

二 体系内主義を自然主義内部の主張と見なすことは可能か？（佐藤への回答）

論文「自然主義と『超越論的問題』について考える」において、佐藤は「自然主義者が『自然主義者』というまさにその身分で、自らの主張を正当化することはできない」（佐藤論文七七頁）と主張する。彼の診断によれば、「それ自身は科学ではなく、その意味で自然科学的方法によって正当化されるのでもないが、おそらくはまたそれゆえに科学的知識に対してあるプライオリティを持つ哲学的議論が行われる次元が成立しているからこそ、自然主義の主張がそもそも『主張』として可能になっている」（同六七―八頁）のである。この指摘は、自然主義という

立場の（内的整合性を保った形で）維持可能性を脅かすものであるという点において、また、自然主義的立場に對する自己理解を改めて吟味する適切な機会を与えてくれるという点において、極めて重要なものである。

佐藤の議論の骨子は以下のようにまとめられるだろう。まず、「超越論的問題」なる概念が「知識が可能であるためには、どのような条件がアプリアリに成り立たねばならないか」という形で規定される。ここでの「アプリアリ」という表現が意味しているのは《経験によって正当化されない》ということである。したがって、超越論的問題に関する主張（「超越論的主張」）は、「その正当化が経験によってではない仕方と与えられる」ことになる。このような仕方では「超越論的」な議論領域を確保したうえで、佐藤は、哲学的自然主義の基本前提の一つである「体系内在主義」それ自体が超越論的主張になっている、とする診断を提出する。その根拠は、体系内在主義の主張は「（経験的ではなく）原理的に言ってこうである」というたぐいの主張であり、経験的な仕方では正当化されるものではないから、というものである。概略このような議論により、佐藤は本節冒頭で示した主張へと至っている。

以下では、「自然主義者が『自然主義者』というまさにその身分で、自らの主張を正当化することはできない」という診断へと至るこの議論について検討をおこなう。結論から述べるならば、筆者は、体系内在主義という考えにある種「超越論的」とも言いうる側面が見てとれること自体は否定しないが、それでもやはり、体系内在主義は「自然主義内部の主張」として理解できる、という見解を維持したいと考えている。この見解を裏付けるために筆者が訴えるのは「体系内在主義は正当化概念に関する仮説であり、探求の中での改訂可能性を持つ」「実験的テスト可能性は自然主義内部の主張であるための要件ではない」という二つの主張である。

まず、佐藤による体系内在主義の定式化の前段に用いられている「概念化されていない実在との客観的比較を行

うことはでき」ない（佐藤論文七四頁）という箇所から始めよう。この主張自体に強い説得力があるという点に関しては佐藤と筆者の理解は一致している。ところで、この主張を前提にした場合、そこからは少なくとも次の二つの立論が展開可能であろう。

・したがって、「概念化された実在との対応（ないし、この事態が成立していることの証拠の存在）」を正当化の要件とする限りにおいて、懐疑論的結論は避けられない。

・したがって、「概念化された実在との対応」を要件とした場合には正当化概念が機能不全に陥ってしまう（＝主張の正当性が原理的に確認不能になる）ので、これは要件から外し、信念体系内のリソースだけで正当化の要件を規定し直すべきだ。

即座に見て取られるように、前者はある種の懐疑論の、後者は体系内在主義の立論であるが、並べてみることで、両者の相違を「正当化概念をどう捉えるか」という点に関する対立として捉え直せることがわかるだろう。つまり、前者が正当化概念に対するある強い要件設定を引き受けるのに対し、後者は正当化概念をよりよく機能させるためにある別の要件設定を打ち出している、と理解できるのである（本書三九頁の註16も参照せよ）。この点を踏まえるならば、体系内在主義は「正当化概念についての一つの仮説」を提示するものと位置づけられ、《実在との照合という基準の放棄》というネガティブな要素と《目的に対するプラグマティックな有効性という基準の採用》というポジティブな要素からなる複合的主張として捉えられることになる（それゆえ、体系内在主義の支持理由が述べられている箇所も、正当化概念についてのある仮説の支持理由を提示するものとして理解されるべきである）。

さて、体系内在主義について、佐藤は《それを自然主義の内部から主張することはできない》と主張するわけだが、佐藤論文第三節において提示されているその根拠は、（a）当該主張が個々の事例観察によって正当化されて

いるように思われないこと、(b) カルナップ的提案であるように思われないこと、(c) 経験的に正当化されるものであるならば懷疑論に対する論駁を構成しえないこと、の三点である。以下では、これらの根拠としての機能を掘り崩す議論を展開するが、それに先立って、問題の焦点となる《自然主義の観点から許容可能な正当化手続き》について、一つのありうる誤解の芽をつんでおくことにしたい。それは、「仮説演繹法以上の正当化手続きの存在を認めない」という自然主義規定に登場する文言を《全ての正当化は(実験的検証のような)直接的な経験的テストでなければならぬ》という仕方で捉える誤解である。

たしかに、仮説演繹法というのは、仮説から導きだされる観察可能な帰結を実際にテストすることによってその妥当性を判断しようとする手続きである。しかし、この手続きを「それ以上の正当化手続きが存在しないもの」と見なすことが、《自然主義的に受け入れ可能な主張・仮説・理論はみなテストされうる観察的帰結を持たねばならない》ということを「含意」していないことは明らかだろう。実際、本書1・5・2節で確認されたように、クワイン自身も、「ある主張がテスト可能である」ということを《以前から受け入れられている理論に当該主張を追加することによって観察可能な帰結が変化すること》として説明する一方で、「ある文がまともな科学の文と見なされるためには、その文がテスト可能である必要はない」と明言している。すなわち、クワインの意味でテスト可能性を持たない主張も、自然主義者が受け入れ可能な主張群の中に(要するに信念体系の中に)位置づけることが可能なのである。

それでは、自然主義が認めうる正当化手続き、あるいは、ある主張が受け入れ可能なものとなるための手続きはどのようなものだろうか。原子論から全体論への移行を前提とするならば、それは少なくとも、「一つの主張を単独で取り出して、その是非を経験的に確かめる」というような手続きではない。むしろ、確固たる正当性を何らか

の仕方では確かめてから受容するのではなく、受容されているものから出発してそれを改良し続けていくという「ノイラートの船」のイメージを踏まえつつ、『現在受容されている体系内に含まれていること』をもって正当性ないし受け入れ可能性の基準と見なすことが、全体論的観点から見ても適切であろう。ようするに、仮説として提示し、それで大きな問題が生じないのであれば、それを携えてやっていく、というスタンスが可能なのである。

この『直接的にテスト可能ではないが自然主義的に許容可能な主張』の具体例としては、本書2・3・2節で言及された「善意の原則」などが挙げられよう。⁽⁸⁾この原則は、解釈という観点から心的状態を捉える解釈主義にとっての『構成的理念』として機能しており、解釈主義に定位して心的状態を理解する限り、何らかの経験的データによって阻却されることはありえない。しかし、解釈主義という構想自体が阻却された場合には、つまり、命題的態度を解釈という観点から捉える構想が撤回されたり、そもそも命題的態度について語ること自体が不毛であるとされたりした場合には、構想もろとも善意の原則も阻却されるのであり、この点において、この原則が持つやや特殊な特徴は「仮説演繹法以上の正当化手続きの存在を認めない」という基本綱領には違反しないのである（一九三―四）。そして、正当化についての体系内在主義的構想も、これと同様に理解することができる。この構想自体が個々の経験によって阻却されることはないが、正当化についての何らかの別構想（懷疑論の受容も含む）が支配的になり、正当化について語ること自体が不毛であるとされたりした場合には、まろごと阻却されうる。要するに、善意の原則も体系内在主義の主張も、抽象度と普遍性の高い仮説として理解することが可能なものであり、その場合にはこれらを自然主義の内部で主張することは十分可能なのである。

以上を踏まえるならば、（a）はすでに回答されていることになろう。というのも、『当該主張が個々の事例観察によって正当化されないこと』は、それが自然主義内部の主張でないことの根拠にはならないからである。佐藤

は、明言こそしないものの、「いろんな経験を集めてはじめてまともに主張されるにいたる」ことをもって《経験的正当化手続きの重要な特徴》とみなしているように見える。しかし、それは自然主義内部の主張であるための要件ではないのである。

次に(c)であるが、先に述べたように、懐疑論に対する応答として見る場合には、体系内在主義は、懐疑論的問題が生じてこない形で代替的正当化概念を提示するものとして理解することができる。もし、「概念化されていない実在」「信念体系から独立しており内部から捉えることのできない実在」という概念が導入され、それとの合致を何らかの仕方で保証することとして正当化概念が規定されるならば、懐疑論的帰結は避けられないだろうし、正当化概念が適切に使われる状況が存在しなくなるため当該概念を用いる実践自体が機能不全に陥ってしまうだろう。他方で、こういった帰結を問題視し、實在論的基準ではなくプラグマティックな基準によって正当化概念を捉えるならば、懐疑論的問題が生じないような仕方で正当化について論ずることができるようになり、その結果として、正当化概念をめぐる我々の実践も維持可能になるだろう。体系内在主義による懐疑論への応答とはこのようなものである。

注意すべきは、このような応答は《懐疑論者の提起する問題構図を引き受けたうえで正面からそれに答える》という形にはなっていない、ということである。⁽⁹⁾行われているのは、《懐疑論的結論が出てこないような正当化概念》の代替提示でしかない。そして、懐疑論者が設定する正当化概念を引き受けていない以上、提示される代替概念が経験的事実に立脚していたり、経験的探求の中で撤回されうるものであったりすることは、何の問題も引き起こさないのである。また、このように考えるならば(b)に対する回答はもはや明らかであろう。体系内在主義は、(ある種の懐疑論者のそれとは異なる)特定の仕方で正当化概念を規定する仮説である。別の言い方をすれば、現

在進行中の我々の概念実践の中での正当化概念の運用法についての「提案」を行っているものとして、体系内在主義を捉えることができるのである。

やや議論が錯綜したので、反論のポイントをまとめておこう。たしかに体系内在主義は「高度に抽象的かつ普遍的な仮説」であり、経験的テストによる直接的な検証や反証がイメージしづらいが、そのこと自体は自然主義の基本綱領に違反するものではない。他方、体系内在主義を仮説として捉えることは経験的探求の中での撤回可能性を認めることでもあるが、このことは当該仮説が持つ懷疑論への抵抗機能を損なうものではない。なぜなら、体系内在主義が《懷疑論者が設定する正当化規準を引き受けたうえでの正面からの論駁》ではなく、《懷疑論的結論が出てこないような正当化概念の代替提案》であるならば、体系内在主義の主張そのものが《経験的探求の中での撤回可能性》を持つことには問題がないからである。

もし筆者が佐藤の批判のポイントを正しく理解できているならば、以上の議論により、《体系内在主義を自然主義内部の主張と見なすことはできない》とする論難は回避されうる、と考えられる。筆者は、体系内在主義が主張一般の妥当性基準に関わるものであるという（佐藤の規定よりはずっと緩やかな）意味で、そこにある種「超越論的」とも言いたくなるような側面がみてとられうること自体は否定しない。実際、正当化基準についてのある立場が受容されたならば、その基準は佐藤の言う「ねばならない」という特徴を持つだろう。しかし、これは、解釈主義という構想が受容されている限りにおいて「善意の原則」が「ねばならない」という特徴を持つ——諸信念や欲求、行動の間に合理的な関係が成立せねばならない——のと同様の事態でしかない。そして、一九三―四頁で論じられたように、解釈主義が経験的探求のなかで撤回される可能性があり、その場合にはそれに伴って善意の原則も撤回されるのだとしたら、同じことが体系内在主義的な正当化概念についても言えるのである。

論文の冒頭で佐藤は「ある仕方」で著者の見解を解釈することが許されるかぎり、私はその見解に基本的に賛同することさえできると思う。問題は、この『ある仕方』であって、それについて著者がどう思われるか尋ねてみたい」と述べている。この「ある仕方」とは、本書で提示された諸見解を《非自然主義的な論証・超越論的な論証に立脚するもの》として捉える、ということであろう。しかし、これまで論じてきたことから明らかなように、この解釈に筆者は同意しない。なぜなら、問題の焦点とされた体系内在主義の主張は、正当化概念についての捉え方の提案として、自然主義内部から提出されているものと見ることが可能だからである。

三 物理主義に対する新たな擁護論証とその検討（成瀬への回答）

成瀬の論文「クワインはなぜ物理主義を採用したのか」は、本書における自然主義論の基本構図——「最小限の自然主義」にさまざまなオプションが追加されることで多様な自然主義的立場が得られるとする構図——を受け入れたうえで、また、物理主義は自然主義者がとりうる一つの選択肢でしかないということを認めただけで、なお、物理主義をとるべき根拠について擁護論の展開を試みるものである。本書で何度か確認されたように、物理主義が一定の魅力を備えた有望な存在論的立場であること、物理主義を採用した自然主義的立場が「可能」であること等々については、筆者自身も異論はない。したがって、成瀬論文が提起している論点は、《物理主義というオプションの採用を支持する根拠を本書の議論は不当に低く見積もっている》、あるいは、《物理主義の採用を支持するための根拠になりうるもので、本書において見逃されているものがある》という仕方では捉えられるべきであろう。

さて、成瀬が物理主義の支持理由について論ずる際に依拠するのはクワインの叙述であり、具体的には、「パラメーターの固定性」に基づく議論（第二節）がその中心をなしている。しかし、筆者の考えでは、この議論は少な

くとも現段階では十分な説得性を有してはいないと思われる。以下では、(筆者が理解した限りでの) 議論構造を分析しつつ、問題の所在を指摘していくことにする。

成瀬論文第二節で展開された「パラメーターの固定性」に基づく議論は、同節末尾の成瀬のまとめによれば、物理理論をはじめとする科学理論は「世界について何かを語って」おり、その意味で「世界についての真正の仮説である」と言えるが、翻訳理論の方はそうではない、という結論を導くものである。たしかに、そのようなことが結論されるのであれば、そこに《物理理論と翻訳理論との身分上の違い》や《翻訳の不確定性と理論の決定不全性との間の差違》を見て取ることができるだろうし、そこから物理主義を帰結する論証が展開可能かもしれない。

しかし、この結論を導出するプロセスにはいくつかの問題があるように思われる。成瀬の議論を逆向きに辿ってみると、この差異が導きだされる直接の根拠は、「科学理論は、翻訳理論と比べてデータから理論を構築する際の自由度はそれほど高くない(つまりパラメーターが固定されている)ため、データに基づいて(世界の中の)何か(つまり「ことの真相」)について語っていると考えることができる」(成瀬論文九一頁)るから、というものである(強調引用者。ちなみに、筆者の理解する限り、成瀬は「パラメーターが固定している」という表現を《経験的データから理論構築を行う際の自由度が低い》という事態を指すものとして用いている)。ここで重要なのは、成瀬が一貫して、《データからは理論が一意的に決定されない》とする理論の決定不全性を認めており、また、経験に合致する複数の理論からの選択基準がプラグマティックなものであることも認めている点である(成瀬論文第二節参照)。それゆえ、「自由度はそれほど高くない」とする先の表現の主旨は、《データから理論が一意的に決定可能である》ということではなく、《データに合致する形で構築されうる理論の選択肢がそれほど多くない》という形で理解されるべきだろう。

そして、この「自由度」の高低に着目することで物理理論と翻訳理論との差違が明確にされうる、と成瀬は考えているように思われる。成瀬によれば、刺激意味との安定した関係が確立できる一語文のケースはともかく（ここでは決定不全性は生じない）、それより細分化された文構造の翻訳を行う場合には、「翻訳は『外挿』や『類推』あるいは『感情移入』などを繰り返さないと進まないため、もはや元となっていた行動主義的データからあまりにも自由に事を進めることができてしまう」（同九〇頁、強調引用者）であり、この点において翻訳理論は（「自由度はそれほど高くない」とされる）物理理論と決定的に異なる、とされる。物理理論と翻訳理論との間の《差違》として成瀬が指摘しているのは、実質的にはこの点だけであるように思われる。

しかし、こういった議論の流れを辿ってみると、第二節末尾で成瀬が述べる「……このような理由から物理理論は、客観的なデータにだけ基づいて探求できるため、……『ことの真相』を『世界の中に』見いだすことができるのである」（強調引用者）という主張の説得性を理解することは困難であるように思われる。「翻訳理論と物理理論とはともにデータに基づいて探求しているという点では変わらない」ということを認め、かつ、翻訳理論と物理理論双方に決定不全性とプラグマティックな選択基準の存在を認めるならば、物理理論の側のみが「客観的なデータにだけ基づいて探求できる」とする主張にどんな実質が残るだろうか。¹⁰⁾

あるいは、データから理論を構築する際の自由度（ないし生じてくる決定不全性の度合い）が翻訳理論のケースに比して「それほど」高くないということが、《科学理論は「世界について何かを語って」おり、その意味で「世界についての真正の仮説である」が、翻訳理論の方はそうではない》という主張を導くための根拠として意図されているのだろうか（この場合には「客観的なデータにだけ基づいて探求できる」という表現は《比喩》として理解されることになる）。しかし、こういった《程度の問題》を持ち出すことで「世界について何かを語っているもの

とそうでないもの」の境界線を与えようとするのであれば、(一) その「自由度」に関する程度系列のどこに境界線があるのか、(二) なぜそこに境界線が引かれるべきなのか、(三) そもそも科学理論と翻訳理論の「自由度」は正確な所どの程度なのか、そして(四) 自由度を測定や比較を可能にするための尺度はどのように与えられるのか、といった点を明らかにする必要があるだろうが、そういった議論は明示的な形で示されてはいない。したがって、物理理論と翻訳理論の間に身分上の差違があるとする結論の是非がいずれであるにせよ、「パラメーター」なるものを引き合いに出すことによってこの結論を裏づけようとする成瀬の議論がその説得性を確保するためには、更なる議論を追加する必要があると思われる¹¹⁾。

次に、成瀬論文第三節以降で展開されている物理主義擁護論についても検討しておこう。同節のタイトルは「近位説と遠位説」となっているが、当該論文の主題である「物理主義の論拠」ないし「物理理論を特別視する論拠」に関して言えば、直接関係しているのは、この点に関する議論よりもむしろ、節の末尾以降において登場する「まっとうさ」という概念であると考えられる。というのも、議論全体の明確な再構成は難しいが、第四節で成瀬は『体表刺激』をデータとして我々の信念体系のまっとうさについて探求すること¹²⁾によって「物理学の客観性」が示される、としているからである。では、成瀬の言う「まっとうさ」とは具体的にどのようなものか。この点については成瀬論文第三節末尾の以下の箇所が手がかりになると思われる。

クワインの認識論において刺激はある文を真にするために用いられているのではなく、その信念体系や理論が「保証されている」ことを示すためである。刺激との結びつきで与えられるのは、その文が真であるということでも、また、「正当化」ということでもなく、物理的に記述されたデータとの関係で記述できるというこ

とであり、その説明が与えられることがある種の「まっとうさ」（クワインの言葉では「保証」）を示しているのである。

ここで成瀬は、刺激との結びつきや物理的データとの関係記述によって「まっとうさ」が確保される、と述べているように思われる。しかし、そうだとするならば、この点をもって「物理理論の特別視」や「物理理論と翻訳理論の並行関係の崩れ」の根拠とすることはできないだろう。なぜなら、翻訳理論の構築プロセスについても「体表刺激との結びつき」を論ずることはできるし、「物理的に記述されたデータとの関係で記述」することもできるからである。

以上で見てきたように、物理主義を《単なる存在論的オプション選択》とは別の形で支持する成瀬の議論は、現段階では十分に説得的なものとは思われない。もちろん、筆者が論旨を誤解している可能性はあるが、いずれにせよさらなる論述と説明が求められるところである。

最後に、「多様なディスコースが事実性に関して均一であると考える理由は何か」という成瀬の質問に答えておこう。この質問の前提条件になっている「多元論が物理主義と『事実』という用語の使い方に関する表面上の違いではなく）実質的に異なるプログラムであるならば」という箇所の理解が十分でないため（特に「実質的に」の部分）、筆者自身がこの条件に同意できるか定かではないが、本書の立場を改めて提示するならば、（不確定性テーゼを前提にする限りで）物理学に事実性の規準を独占させると「言語学・歴史学・倫理学・心理学など、その主張において『意味』や『命題的態度』の概念を頻繁に利用するディスコースは、少なくともそのままの形では事実性を認められないことになる」（一六九）から、というのがその理由である。

ただし、この「理由」は物理主義という立場の原理的な維持不可能性を示すものではない。物理主義を採用することには《統一的な世界観を手にすることができる》という非常に大きなメリットがあるのであり、この点において筆者は「物理主義を特別視する理由が、井頭の言うとおり、『物理学だけが事実を記述できる』というある種論点先取的な前提によるものであればまったく説得力を持たないであろう」（八六頁）とする成瀬の診断には同意しない。そして、実際、このメリットを大きく見積もって消去主義路線をとるという選択肢や、不確定性テーゼを否定するという選択肢が可能であることは、本書でも認められている（2・3・3を参照）。あるいは、植原論文で論じられたように、不確定性テーゼ自体が生じてこないような心的状態についての理論を採用するという路線もありうるだろう。筆者自身は、これらの選択肢をとらない路線を追求していきたいと考えているが、それは、「意味」や「命題的態度」を物理主義というプロクルステスの寝台にのせることにより、それが実際に運用されているあり方、我々にとって有用なあり方から大きく変形させてしまうことのコストを重く見ているからである。

註

(1) 他方で、純粹意味論的アプローチの意義を積極的に認める本書の立場からすれば、我々の現行の命題的態度実践に合致しているというだけの理由で解釈主義が正当化されるわけではない、とする植原の議論そのものには同意すべきである。

(2) なお、植原は註4において、目的論的機能主義に訴えることで目的概念の規範性に対する説明を確保するという道を示唆している。目的論的機能主義については詳細に検討することは紙幅の関係で困難だが、たしかにこの立場の鍵概念である《固有機能》は規範的な概念であり、「ある状況においては特定の心的状態を持つべきだ」というような《当該心的状態の生起に関する規範性》を説明することができるだろう。しかし、規範的自然主義に関して求められているのは「この心的状態にあるならば『すべきだ』というような《心的状態の保持から帰結する規範性》であって、目的論的機能主義が（生起に関する規範性に留まらない）この種の規範性

をも十全に扱いうるものであるかどうかについては、別途検討が必要であらう。

- (3) もちろん、このようなメタ存在論的構図には代案があるし、むしろ、存在者を真理に先行させる構図の支持者の方が分析的形而上学領域においては多数派であるかもしれない。それゆえ、本書の構図自体については別途正当化が必要であらうが、いま問われているのは本書の見解の《内容説明》であって《正当化論証》ではないため、この点には立ち入らない。

- (4) この点について包括的な回答を行うことは「哲学的理論の妥当性はどのように裁定されるか」というメタ哲学的問題への見解を示すことであり、紙幅の関係で十分に論ずることはできないが、筆者の見解の概要については「井頭、2012b」を参照して頂きたい。そこでは、「ある概念についての哲学的理論」と《当該概念に関する直観的理解》との間の反照的均衡を軸にしつつ、統一的世界観の構築可能性・内的整合性（科学的知見との合致を含む）・実践の有用性といった背景的文脈を参照して総合的に優劣が判断される、という構図が採用されている。

- (5) この意味において、本書一八八頁でなされた《多元論は一流の概念体系と二流の概念体系という区別を認めない》という主旨の発言は不適切なものであったと言わねばならない。

- (6) 関連して「Putnam, 2004」の「クワインによる存在論の復興」（七八―八二）および「存在論と非科学的言語」（八二―四）という二つの節も参照せよ。

- (7) なお、オプショとして物理主義が付加される場合も、基本的な構図を変える必要はない、と筆者は考えている。すなわち、《物理学的デイスコースへのなんらかの仕方での還元》を要求することによって物理主義者が手にしうる利得を、統一的世界観の保持・支配的な科学的知見との整合性の確保・デイスコース間での知見の相互利用の容易さなどの「プラグマティックな有効性」として理解することが可能なのである。関連しつつ「Quine, 1995, 285」も参照のこと。

- (8) クワイン自身が挙げる例は「物理主義」の主張である（Quine, 1995, 285）。

- (9) この意味において、体系内在主義の主張が提示された後でも、「この正当化概念を採用すべきか」という問題として懐疑論者の問いはまだ生き残っていることになるだろう。この点については、「[Quine, 1981] および [Stroud, 1984, Chap. 6] を参照のこと」。

- (10) 本文と註9において、成瀬は、「最小限の自然主義のもとでは決定不全性の事例となっている理論間に実質的な相違をみてとることはできない」という主旨のことを述べており、ここから「理論の内部から絶対的に真理を判定できる」という結論が導出されるとしている。それゆえ、もしかしたら成瀬は、この箇所の議論によって（物理理論のケースに関してのみ）決定不全性の問題が解消されることの十分な根拠を提示できる、と考えているのかも知れない。

しかし、仮に成瀬の意図がそのようなものであったとしても、このような論証を成立させるには、(一)「実質的な相違」の内幕について明確にしたうえで、(二)その相違が「最小限の自然主義」の観点から認められないこと（筆者はこの点に特に大きな疑問を持っている）、(三)そこから彼の望む結論（翻訳理論のケースでは「実質的な相違」が見て取られること）が導きだされること

等を示さねばならないはずであり、さらなる議論がもてられるところである。なお、筆者の理解では、註9で引用された「グローバルな科学の経験的な決定不全性が示しているのは、世界を思い描く様々なやり方があって、そのどれもが擁護可能だということだ」という発言は、単純に《経験的証拠に合致しているという意味で擁護可能な理論が複数ありうる》ということと述べているのであり、(直前の箇所で述べられている「翻訳の不確定性が示しているのは、文の意味としての命題という観念が維持できないということである」という説明と対比すること)理論の決定不全性テーゼの内容を再確認しているだけのものである。したがって、同箇所は、上述の仮想的立論において《決定不全性の解消》や《決定不全性と不確定性の差異化》を結論するための論拠にはならない、と筆者は考える。

- (11) なお、この「パラメーターの固定性」からの議論は、物理主義擁護論証としてのみならず、クワイン解釈の観点からも問題があるように思われる。ただ、ここでは、紙幅および重要度の低さを考慮して、使用文献に関する疑問を簡単に指摘するに留めよう。第二節冒頭において成瀬自身が認めるように、物理主義がクワインの議論において重要な役割を果たすのは「理論の決定不全性」と「翻訳の不確定性」との平行関係の崩れを説明する文脈においてである。そして、この点についてクワインの見解が主題的に論じられているのは[Quine, 1969]においてであり、これは(成瀬が引いている)『ことばと対象』(一九六〇)での議論に関して、批判者にこたえて論点をクワイン自身がより明確な形で提示しなおしたものである。ここでは「それではどこで平行関係は崩れるのであるのか?」物理学における理論が究極のパラメーターであるということ、まさにここにおいてである」(Quine, 1969, 302-3)との見解が提示されているが、「固定性」には特に言及されていない(関連して本書「二五」―六頁も参照)。この点について成瀬はどのように考えるのか。また、なぜ、この箇所を検討に付さなかったのだろうか。

- (12) 「物理主義的な近位説」(九四頁)という表現からもわかるように、成瀬は「近位説 v.s. 遠位説」という対立において、《物理主義者が支持するのは近位説であり、遠位説は物理主義的観点からは拒否される》という見解をとっているようである。なぜ物理主義をとることが遠位説を否定し近位説を支持することになるのか(筆者はこの点に関する成瀬の見解に同意できていない)、また、その際に想定されている「物理主義」とは正確にはどのような立場であるか、といった点に関してはさらなる説明を求めたいところであるが、いずれにせよ、重要なのは「物理主義の論拠」ないし「物理理論を特別視する論拠」であり、この点についての第三節以降での成瀬の説明の焦点は、本文中で述べられたとおり、「まっとうさ」という概念にあてられているように思われる。

文献表

- [井頭、2012 a]：井頭昌彦、「多元論的自然主義は怠惰な形而上学なのか?」、第一回自然主義研究会発表資料(本人から入手可)
[井頭、2012b]：井頭昌彦、「『心を持ったロボットをつくる』というプロジェクトはどのようなものでありうるか?」、「思索」第四十五号 (11)

- [Putnam, 2004] : H. Putnam, *Ethics without Ontology*, Harvard U. P. [ヒラリー・プットナム (関口浩喜他訳) 『存在論抜き倫理』、法政大学出版局、二〇〇七]
- [Quine, 1969] : W. V. Quine, "To Chomsky," in Davidson and Hintikka (eds.), *Words and Objections*, Dordrecht: Reidel Publishing co.
- [Quine, 1981] : W. V. Quine, "Reply to Stroud," in *Midwest Studies in Philosophy* Vol. VI
- [Stroud, 1984] : B. Stroud, *The Significance of Philosophical Scepticism*, Oxford U. P. [「ヒラリー・ストラウマン (永井均監訳) 『君はいま夢を見つづかなうと言えるのか』、春秋社、二〇〇七]
- (※) 本稿の一部は科学研究費助成金 (二四七二〇〇〇七) の成果である。

(いがしら まちひと・一橋大学大学院社会学研究科)